

税務署からののお知らせ

平成20年11月4日(火)から 税務相談の受付方法が 変わります！

1 国税に関する一般的な相談はすべて「電話相談センター」でお受けします！

※ 麹町・麻布・東京上野・浅草・王子・荒川・足立・西新井・葛飾税務署では、既に「電話相談センター」でお受けしています。

2 「電話相談センター」のご利用は、まず当税務署へ電話を！

当税務署に電話をかけると・・・

自動音声でのご案内

相談内容に応じて、以下の番号を選択してください。

- 「1」 国税に関する一般的な相談
- 「2」 税務署からの照会に対する問い合わせ等



1 を選択

電話相談センター

引き続き音声案内に従い、相談内容の番号を選択してください。

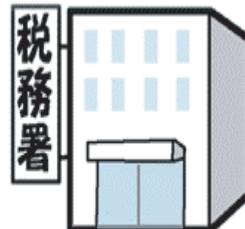
東京国税局税務相談室職員がお答えします。



2 を選択

税務署

ご用件をお伝えください。
税務署職員がお答えします。



平成20年10月24日(金)をもって・・・

1 税務相談室分室をすべて閉鎖します。

東京国税局管内の税務署に併設しておりました東京国税局税務相談室分室での面接相談及び電話相談は行わないこととなります。

2 税務相談室テレホン担当(03-3821-9080)を閉鎖します。

電話相談専用としてご利用いただいていた東京国税局税務相談室テレホン担当での電話相談は行わないこととなります。